

## 第2期いのち支える魚津市自殺対策行動計画の概要

～誰も自殺に追い込まれることのない魚津市の実現を目指して～

### I 計画の基本事項

#### 1 計画の趣旨

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。そこで、本市においては、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会である「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、2019（令和元）年に第1期の計画を策定しました。

今回、第1期での取組や本市の自殺の特徴を踏まえ、引き続き自殺対策を総合的に推進していくため、本計画を策定しました。

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は、市の最上位計画である「魚津市総合計画」を基とし、健康増進計画「魚津市健康増進プラン」と整合性を持つとともに、自殺対策に関連するほかの計画との連携を図りながら、本市における自殺対策の取組みや関係機関の役割を示すものです。

#### 3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

#### 4 計画の数値目標

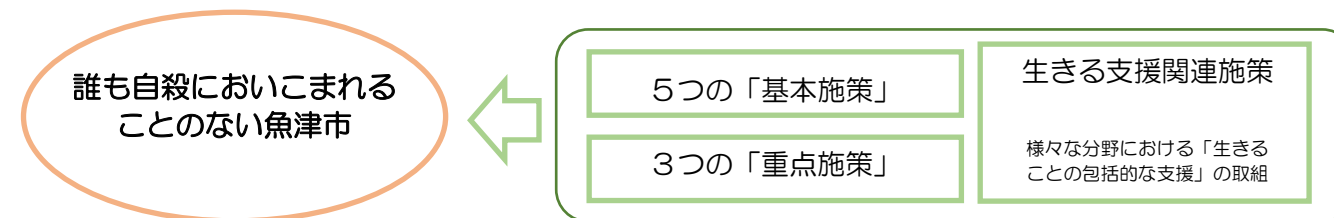
2017年（平成29年）の自殺死亡率16.4（自殺者数7人）から、2028年までに自殺死亡率11.4以下（自殺者数4人以下）に減少させることを目標とします。

	第1期計画策定値（2017（平成29）年）	目標値（2028（令和10）年）
自殺率（人口10万人対）	16.4	2017年より5.0以上減 11.4以下
自殺者数	7人	2017年より3人以上人減 4人以下

※自殺者数の目標値の設定にあたっては、当市の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年推計）を使用

### II 計画の内容

#### 5 施策の体系



#### ● 5つの基本施策（地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組）

##### ① 地域におけるネットワークの強化

【目標値】

評価項目	2028（令和10）年度までの目標値
いのち支える自殺対策ネットワーク会議の開催	1回/年

##### ② 自殺対策を支える人材の育成

【目標値】

評価項目	2028（令和10）年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座受講者	延800人

##### ③ 市民への啓発と周知

【目標値】

評価項目	2028（令和10）年度までの目標値
自殺対策月間等における普及啓発活動の実施	2回/年

##### ④ 自殺未遂者、自死遺族等への支援

##### ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### ● 3つの重点施策（魚津市における自殺リスク群に合わせた取組）

##### ① 高齢者の自殺対策の推進

##### ② 無職者・失業者等の生活困窮者支援と自殺対策の連動

##### ③ 勤務者の自殺対策の推進

#### ● 生きる支援関連施策

市や地域で実施している既存事業を「生きる支援」として関連させることで、包括的な自殺対策を推進